税の申告

受け付けは 2月16日㈮ 3月15日㈭（平日のみ）

平成29年分の確定申告と市・県民税の申告が2月16日㈮から始まります。期間の終盤になると大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

□送付先・問い合わせ ▽**確定申告**＝〒508－8611中津川市かやの木町4－3中津川税務署℡0573－66－1202 ▽**市・県民税**＝〒509－7292（住所不要）税務課℡26－2111（内線128）

確定申告

□とき 2月16日㈮～3月15日㈭午前9時～午後5時（土・日を除く）
※受付終了時間は午後4時
□ところ 中津川商工会議所ホール
※この期間中、中津川税務署では申告相談は行えません
問 中津川税務署℡0573－66－1202

ウェブサイトで簡単作成

国税庁のウェブサイト（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書を作成できます。

作成した申告書は印刷すれば郵送などにより税務署に提出することができます。作成したデータは国税電子申告・納税システム（e－Tax）を利用して送信することもできます。
※e－Taxの利用にはマイナンバーカードが必要です。早めのカード申請をお勧めします

確定申告の必要な方

・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計金額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
・給与収入金額が2千万円を超える方
・給与を1カ所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
・給与を2カ所以上から受けている方
・医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの各種控除を受け、税金の還付を受ける方
・その他、消費税、贈与税の申告が必要な方

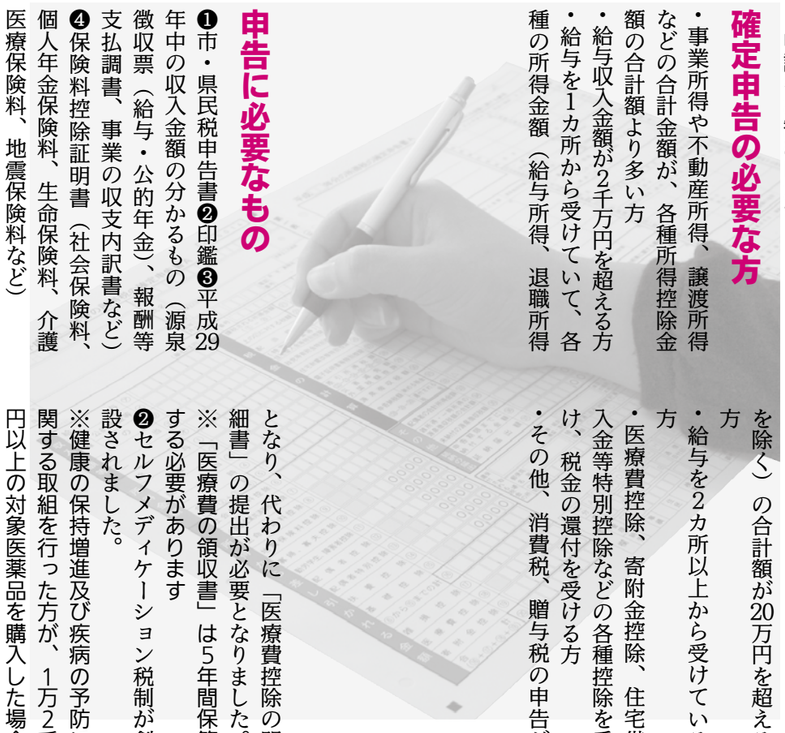

税理士による無料税務相談

□とき 2月16日㈮～28日㈬午前9時半～正午、午後1時～4時（土・日を除く）
□ところ 中津川商工会議所ホール

市・県民税の申告

申告相談の受付会場

市役所会議棟での申告受け付け
□とき 2月16日㈮～3月15日㈭午前9時～午後5時（土・日を除く）
各地域での申告受け付け
各地域でも申告を受け付けていますが、なるべく市役所会議棟での申告をお願いします。
□時間 午前9時～午後4時（土・日を除く）
※各会場の初日や月曜日は、特に混雑する傾向にあります。時間にゆとりを持ってお出掛けください
問 税務課（内線128）

【確定申告特設会場】

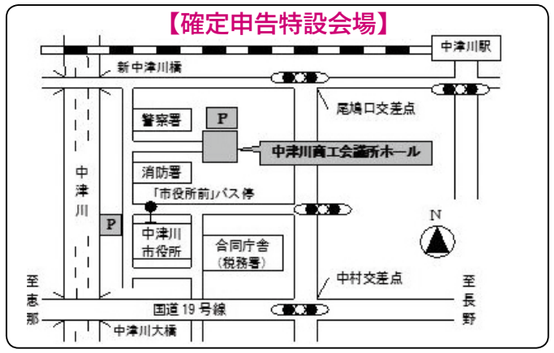

問：問い合わせ ※コミセン＝コミュニティセンターの略

市・県民税申告の必要な方

平成30年1月1日に市内に住所がある方は、申告書を提出しなければなりません。
ただし次の方は申告の必要はありません。
・平成29年分の確定申告をする方
・年末調整をした給与収入のみの方
・公的年金のみを受給している方で各種控除の適用を希望しない方
※平成29年中に所得がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方や、所得証明書などの交付が必要な方は、申告書の提出が必要です

申告に必要なもの

❶市・県民税申告書❷印鑑❸平成29年中の収入金額の分かるもの（源泉徴収票（給与・公的年金）、報酬等支払調書、事業の収支内訳書など）❹保険料控除証明書（社会保険料、個人年金保険料、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料など）
※国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本年金機構などから送付された証明書を持参してください

医療費控除が変わります

❶「医療費の領収書」の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。
※「医療費の領収書」は5年間保管する必要があります
❷セルフメディケーション税制が創設されました。
※健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、1万2千円以上の対象医薬品を購入した場合（通常の医療費控除と選択適用となります）

マイナンバーの記載が必要

申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号と身元確認）書類の提示または写しの添付が必要です。

申告期間前の相談会など

公的年金受給者の申告受け付け
確定申告期間前に、公的年金を受給している方の所得税の確定申告と市・県民税の申告を受け付けます。
□とき 2月5日㈪、6日㈫午前9時半～正午、午後1時～4時
※受付終了時間は午後3時
□ところ 市役所会議棟

マイホームを取得した方の確定申告書作成相談会
□とき 2月14日㈬、15日㈭午前9時～11時半、午後1時～4時
□ところ 中津川商工会議所ホール

●市役所会議棟での受け付け●

とき（土・日を除く）	対象地区	
2月16日㈮～21日㈬	大井町	南部5地域
2月22日㈭～27日㈫	長島町	
2月28日㈬～3月1日㈭	東野	
3月2日㈮	飯地町	
3月5日㈪	中野方町	
3月6日㈫	笠置町	
3月7日㈬	武並町	
3月8日㈭	三郷町	
3月9日㈮～15日㈭	市内全域	

●各地域での受け付け●

申告会場	とき	対象地区
上矢作コミセン	2月13日㈫～2月15日㈭	上矢作町全域
串原コミセン	2月13日㈫～2月14日㈬	串原全域
飯地コミセン	2月15日㈭	飯地町全域
中野方コミセン	2月16日㈮	1区～5区
	2月19日㈪	6区～11区
武並コミセン	2月20日㈫	藤
	2月21日㈬	竹折
三郷コミセン	2月22日㈭	野井
	2月23日㈮	佐々良木・椋実
笠置コミセン	2月26日㈪	毛呂窪
	2月27日㈫	姫栗・河合
岩村コミセン	2月28日㈬～3月2日㈮	岩村町全域
明智振興事務所	3月5日㈪～3月12日㈪（土・日を除く）	明智町全域
山岡振興事務所	3月13日㈫～3月15日㈭	山岡町全域

※コミセン＝コミュニティセンターの略

要介護認定を受けている方は障害者控除の対象

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1から5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。この控除には「障害者控除対象者認定書」が必要です。希望する方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。身体障害者手帳などを持っている方は、手帳を提示することで障害者控除が受けられます。
※本人や家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です
問 高齢福祉課℡26-2111（内線163）